第72回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時

開催場所

名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会会館　５階大ホール
（注）開催場所は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議　　案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

目　　次

第72回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 32
（提供書面）
事業報告…… 5
連結計算書類…… 22
計算書類…… 24
監査報告…… 26

＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞
新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。

当日のご案内については、当社ウェブサイト（アドレス https://www.kisoji.co.jp/）に掲載させていただきますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

株式会社木曽路
証券コード：8160

（証券コード　8160）
2021年６月８日

株　主　各　位

名古屋市昭和区白金三丁目18番13号
株式会社　木　曽　路
取締役社長 内　田　豊　稔

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第72回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、ご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、新型コロナウイルス感染症拡大リスクを低減させるため、株主様には健康状態にかかわらず、ご来場を極力お控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申しあげます。また、書面又はインターネットによる議決権行使の場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月24日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時
２．場　　所　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会会館　５階大ホール
（注）開催場所は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
３．目的事項
報告事項　1.第72期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第72期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

新型コロナウイルス感染症拡大防止への当社の対応について

＜出席のご検討について＞
・本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申しあげます。

＜株主総会当日にご来場される株主の皆様へのお願い＞
・ご来場される株主様は、当日までのご自身の体調に十分ご留意いただき、会場では必ずマスクを着用いただきますようお願い申しあげます。
・入場受付の前にアルコール消毒液による消毒及び検温をさせていただきますので、ご協力いただきますようお願い申しあげます。
・発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

＜当社の対応について＞
・本総会の議長、役員及び運営スタッフは、マスクを着用し、対応させていただきます。
・会場内の株主様の座席の間隔を例年より大幅に広くお取りしておりますため、ご準備できる座席数が少なく、当日のご来場人数によっては、お席が確保できない可能性がございます。
・ロビーにおけるお飲み物のご提供は中止とさせていただきます。
・例年同様、お土産等はございません。

＜今後の状況による対応＞
・今後の状況によりましては、対応等を変更する場合もございます。株主様にお知らせすべき事項が発生した場合には、順次、当社ウェブサイト（https://www.kisoji.co.jp/）に掲載をさせていただきますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**くださいますようお願い申しあげます。

日時　**2021年6月25日（金曜日）午前10時**

場所　**名古屋銀行協会会館　5階大ホール**

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　**2021年6月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで**

インターネットによる議決権行使の場合



当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（**https://www.web54.net**）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限　**2021年6月24日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで**

インターネットによる議決権行使に際しましては次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。
なお、議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

1．議決権行使のお取扱い

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト(https://www.web54.net)をご利用いただくことによってのみ可能です。なお､携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけません。
(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。
(3) インターネットによる議決権行使は2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに行使されるようお願いいたします。
(4) インターネットによって、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(5) 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(6) 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくための、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

2．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管願います。なお、パスワードのお電話によるご照会には、お答えできませんのでご了承ください。
(2) パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に関してのみ有効です。

3．インターネットでの議決権行使でパソコン等の操作方法のお問い合わせ先

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話　0120-652-031　　受付時間　9：00～21：00

(2) その他のご照会は、以下にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
②証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行株式会社　　証券代行事務センター
電話　0120-782-031　　受付時間　9：00～17：00(土日休日を除く)

株主総会に関するご留意事項

・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第20条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.kisoji.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
なお、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、計算書類の一部としてあわせて監査を受けております。
・株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.kisoji.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

当社グループは、当連結会計年度が連結初年度であり、連結子会社の企業結合日（みなし取得日）を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度においては連結範囲に含めた連結子会社の業績は含まれておりません。

⑴ 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大による訪日客の入国・行動制限や、国内における消費活動が一気に冷え込んだ結果、景気は急速に悪化し、経済の先行きも不透明な状況にあります。

外食業界におきましては、2020年４月、緊急事態宣言の発令により全国に外出自粛要請等がなされた結果、臨時休業や営業時間の短縮等を余儀なくされ多大な影響を受けました。また、大都市圏では、自治体より2020年12月18日から飲食業への営業時間の時短要請を受けており、厳しい状態が続いております。

当社におきましても、臨時休業や営業時間短縮等により売上高は激減しましたが新型コロナ感染症対策を実施しながら「うなぎフェア」・「北海道祭り」等のイベントの開催や、持ち帰り弁当やしゃぶしゃぶセット等の販売を新たに開始しました。

費用面においては、店舗休業や売上状況に合わせた労働時間の管理等により人件費を抑えると共に、日常経費の管理と保守契約等の一時的な見直し、家賃の減額交渉や新規投資の抑制等により費用を徹底して抑えました。

資金面では安定経営の維持、手元流動性の確保のため取引金融機関からの借入（135億円）を実行いたしました。さらに当社は2021年１月に千葉県内を中心に焼肉店を展開する株式会社大将軍の全株式を取得し、完全子会社化を行いました。

今後は両社の強みを存分に生かすことで、付加価値の高い商品・サービスを提供してまいります。

なお、株式会社大将軍の店舗数は３９店舗あり、2022年３月期の連結会計年度より当社グループの業績に寄与いたします。

店舗展開、改築・改装につきましては、株式会社木曽路において４店舗の新規出店、３店舗の業態転換、３店舗の改築・改装（１店舗は改築中）、１４店舗の退店を実施し、当連結会計年度末の店舗数は１６３店舗（前事業年度末比 １０店舗減少）となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は310億67百万円、営業損益は42億19百万円の損失、経常損益は35億67百万円の損失、親会社株主に帰属する当期純損益は55億77百万円の損失を計上しました。

また、ＣＳＲ活動といたしまして、前年に引き続き、焼肉の「じゃんじゃん亭」近隣の児童養護施設の児童並びに職員の皆様（１５施設、合計８７７名様）をご招待し、お腹いっぱい焼肉をお召し上がり頂きました。

「よろこびの食文化の創造」を掲げる弊社の活動の一環として、今後も継続して参ります。

（部門別の概況）

木曽路部門

しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曽路」部門は、４店舗の新規出店、４店舗の退店、３店舗の改装（１店舗は改築中）、１店舗の業態転換により、当連結会計年度末店舗数は１２３店舗（前事業年度末比 １店舗増加）となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年４月16日から７６店舗の休業を実施いたしました。その後、一時は売上高回復の兆しが見えましたが、2020年12月18日から再度、大都市圏を中心に時短営業を余儀なくされました。

その結果、年末年始の法人の宴会需要や春の歓送迎会が激減する等厳しい状況が続いております。

このような環境の中で店内飲食営業の回復に向けた施策や新規顧客の獲得、来店動機づくりにＴＶＣＭを引き続き実施するとともに、持ち帰り弁当の販売やご自宅でお楽しみいただける「しゃぶしゃぶセット」等の販売で客数増に努めました。

その結果、売上高は277億42百万円（前事業年度比 25.3％減少）となりました。

居酒屋部門

居酒屋部門は、８店舗の退店、２店舗の業態転換により、当連結会計年度末店舗数は１６店舗（前事業年度末比８店舗減少）となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年４月16日から全店舗の休業を実施いたしました。2020年６月１日から全店舗の営業を再開し、お弁当販売等を実施したものの、昨年末からの緊急事態宣言による時短営業や休業、法人需要の急減が大きく影響し、売上高は９億51百万円（同 70.5％減少）となりました。

じゃんじゃん亭部門

焼肉の「じゃんじゃん亭」部門は、2020年12月よりからあげ専門店の「からしげ」部門を統合しました。当連結会計年度末店舗数は１９店舗（前事業年度末比 １店舗減少）となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年４月16日から９店舗の休業を実施いたしました。

前事業年度に１店舗の出店があったものの、臨時休業や時短営業が大きく影響し、売上高は18億15百万円（同28.2％減少）となりました。

鈴のれん部門

和食しゃぶしゃぶの「鈴のれん」部門は、２店舗の退店により、当連結会計年度末店舗数は５店舗（前事業年度末比２店舗減少）となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年４月16日から４店舗の休業を実施いたしました。店舗数の減少や休業が大きく影響し、売上高は４億66百万円（同 51.5％減少）となりました。

その他

その他部門は、外販（しぐれ煮、胡麻だれ類）、不動産賃貸等であります。売上高は91百万円（同 9.5％増加）となりました。

部門別売上高

部門区分	売上高	構成比
木曽路部門	27,742百万円	89.3 %
居酒屋部門	951	3.1
じゃんじゃん亭部門	1,815	5.8
鈴のれん部門	466	1.5
その他	91	0.3
合計	31,067	100.0

⑵ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、人口減少や高齢化、異業種との競争などに加え、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が発令され、飲食業への営業時間の時短要請を受けており、厳しい状態が続いております。

このような経営環境のなか、当社グループはウィズコロナ、アフターコロナに向けた新たな取り組みを行い、顧客満足と従業員満足を向上し成長へ繋げるため次の課題に取り組んで参ります。

第一は、「企業の社会的責任の自覚」であります。食の安全・安心を追求するとともにコンプライアンスを徹底できる体制を構築して参ります。

第二は、「コロナ新時代への対応」であります。テイクアウト事業の確立、体制強化及びM＆Aの成果獲得・拡大により業容の拡大を行って参ります。さらに、既存店の売上・利益を回復するために損益分岐点を引下げる施策を行い、店舗ビジネスモデルの再構築を図って参ります。

第三は、「営業基盤の強化」であります。客数予測の精度を上げてワークスケジュールの効率化を行い生産性の向上を図ります。また、社内外の協力体制を整えて従業員のマルチスキル化も推進して参ります。さらに教育や訓練によるレベルアップにより、ＱＳＣ、基本オペレーションの磨き上げ、ＰＤＣＡの実行及びスピードアップを行って参ります。

第四は、「経営基盤の改革」であります。人材が不足するなか、要員確保や定着の仕組み作り、次世代人材の育成及び働き方改革の継続を推進します。また、自律的な行動のできる人材の育成、マネジメント力向上等を実現するため、教育システムの再構築を実行して参ります。

（新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部店舗の営業休止やお客様、従業員等への感染拡大リスクが発生しております。この状態が長期化する場合、当社グループ業績が大きく影響を受ける可能性があります。厳しい環境下ではありますが、引き続き新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び対応を行い、その影響の最小化に努めて参ります。

当社グループは政府、自治体による「緊急事態宣言」を受け、2020年４月16日より、店舗の一部（１１４店）を臨時休業しておりましたが、地域ごとの状況を勘案して時短営業を順次再開しております。また、テイクアウトの需要拡大を受けて店舗でのお弁当販売などの新たな取り組みを始めております。

さらに当社グループは、お客様、従業員及び各ステークホルダーの方々の安全と健康を第一に考え、本社における在宅勤務や時差出勤、不要不急の来客・出張等の禁止、全従業員の出社前の検温の徹底とマスクの着用、手洗い・うがいの徹底、従業員の体調管理の把握と感染が疑わしい従業員等の出勤停止、全施設へのアルコール消毒液の設置やこまめな消毒等、さまざまな対策を実施して感染拡大の防止に努めております。

⑶ 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資総額（差入保証金等を含む）は、15億39百万円（前事業年度比 35.3％減少）であり、その内訳は、店舗の新設に10億40百万円、店舗の改築・改装等に１億19百万円、名古屋工場設備改修及び情報システム関連投資等に61百万円であります。また、所要資金は自己資金で賄っております。

なお、当連結会計年度中に売却、除却しました固定資産は、86百万円であります。

⑷ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として13,500百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

⑸ 主要な借入先（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	7,000百万円
株式会社千葉銀行	1,640
株式会社関西みらい銀行	1,100
株式会社名古屋銀行	1,000
株式会社愛知銀行	1,000

⑹ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	第69期（2018年３月期）	第70期（2019年３月期）	第71期（2020年３月期）	第72期（当連結年度）（2021年３月期）
売上高	－	－	－	31,067
経常損失（△）	－	－	－	△3,567
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	－	△5,577
１株当たり当期純損失（△）	－	－	－	△218円46銭
総資産	－	－	－	46,072
純資産	－	－	－	23,469

（注）１．第72期より連結計算書類を作成しており、第71期以前の各数値は記載しておりません。

２．第72期の連結計算書類には、連結調整仕訳として子会社株式取得関連費用 24百万円を計上しております。

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　分	第 69 期 (2018年３月期)	第 70 期 (2019年３月期)	第 71 期 (2020年３月期)	第 72 期 (当事業年度) (2021年３月期)
売上高	44,438	45,086	43,924	31,067
経常利益又は経常損失（△）	2,279	2,564	1,446	△3,542
当期純利益又は当期純損失（△）	1,331	1,659	573	△5,553
１株当たり当期純利益又は１株当たり純損失（△）	51円60銭	64円98銭	22円45銭	△217円49銭
総資産	38,442	39,444	38,160	42,026
純資産	28,925	29,803	29,210	23,491

⑺ **重要な子会社の状況**（2021年３月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社大将軍	50百万円	100％	飲食事業

（注）2021年１月27日に株式会社大将軍の全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。

⑻ **主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

当社グループは、料理・飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しております。

事業部門の名称		事業内容	会社名
外食事業	木曽路部門	しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曽路」の経営	株式会社木曽路
	その他部門	居酒屋部門…居酒屋の「素材屋」「大穴」、鶏料理の「とりかく」、ワイン食堂の「ウノ」 じゃんじゃん亭部門…焼肉の「じゃんじゃん亭」、からあげ専門店の「からしげ」 鈴のれん部門…和食しゃぶしゃぶの「鈴のれん」 その他…外販、不動産賃貸の経営	
	大将軍	焼肉の「大将軍」「くいどん」の経営	株式会社大将軍

⑼ **主要な営業所及び工場**（2021年３月31日現在）

①当社

本　　社　：　愛知県名古屋市昭和区
東日本本部　：　東京都港区
西日本本部　：　大阪府吹田市
直営店舗　：　163店舗

店舗の地域別分布

区分	店舗数	区分	店舗数
栃木県	2店	岐阜県	5店
茨城県	1	三重県	4
群馬県	2	和歌山県	1
埼玉県	11	奈良県	2
千葉県	5	大阪府	18
東京都	39	兵庫県	8
神奈川県	10	福岡県	3
静岡県	1		
愛知県	51	計	163

名古屋工場　：　愛知県大府市（調理加工場兼物流センター）

②子会社

株式会社大将軍

本　　社　：　千葉県千葉市
直営店舗　：　39店舗

店舗の地域別分布

区分	店舗数	区分	店舗数
千葉県	26店	神奈川県	6店
埼玉県	5	東京都	2
		計	39

加工センター：　千葉県千葉市（調理加工場）

⑽ 使用人の状況（2021年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

部門別	使用人数	前連結会計年度末比増減
木曽路部門	1,020（1,622）名	－
その他部門	104（276）	－
大将軍	86（431）	－
全社（共通）	144（70）	－
合計	1,354（2,399）	－

（注）１．当社は、当連結会計年度が連結初年度であるため、前連結会計年度末比増減は表示しておりません。
２．使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは（）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
３．「全社（共通）」として記載されている使用人数は、管理部門に所属するものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,237（1,964）名	28名減（1,170名減）	43.5歳	10.8年

（注）１．使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは（）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．パートタイマー及びアルバイトの人数が前事業年度末に比べ1,170名減少したのは、新型コロナウイルス感染症に伴う政府・各自治体の要請を受け、店舗の一部を臨時休業及び営業時間短縮を行い、勤務時間が減少したことによるものです。

⑾ その他企業の現況に関する重要な事項

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社は、2020年４月７日に政府、自治体による緊急事態宣言が発出されたことにより、４月から５月上旬にかけて営業時間の短縮及び一部店舗の営業休止を実施しましたが、緊急事態宣言の解除後、休業店舗は徐々に営業を再開し2020年６月１日には全店が稼働体制になりました。また、その後の店内飲食営業の回復に向けた施策や新たに始めたテイクアウト販売の促進等により業績は回復基調にありました。しかしながら、2021年１月に緊急事態宣言が再発出され、3月には、まん延防止等重点措置等に基づく協力要請がありました。さらには、４月に３度目の緊急事態宣言が発出されるなど、店舗の営業時間短縮を余儀なくされております。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響は翌連結会計年度以降に及ぶものと想定しております。この影響に伴い、当連結会計年度に売上高が著しく減少しており、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失並びにマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。これらの影響は翌連結会計年度に及ぶ可能性があることから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。しかしながら、当社は、2020年４月末日から2020年５月20日までに新規の借入を実行し、さらに2021年の同時期にも借り換えており、当面の資金を確保していることから、重要な資金繰りの懸念はありません。従って、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

２．株式に関する事項（2021年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　60,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　25,913,889株（うち自己株式　381,209株）

⑶ **株主数**　23,776名

⑷ **大株主の状況**

株主名	持株数	持株比率
木曽路共栄会	1,088千株	4.26 %
日本ﾏｽﾀｰﾄﾗｽﾄ信託銀行株式会社（信託口）	782	3.06
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	739	2.89
アサヒビール株式会社	496	1.94
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	392	1.53
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	385	1.51
麒麟麦酒株式会社	352	1.37
サントリー酒類株式会社	352	1.37
株式会社日本カストディ銀行（信託口６）	349	1.37
株式会社日本カストディ銀行（信託口１）	316	1.23

（注）１．当社の自己株式381,209株は、上記の大株主から除外しております。
　　２．持株比率は、自己株式を控除して、小数点以下第３位を切り捨てて算出しております。

3．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉江源之	
代表取締役社長	内田豊稔	
取締役副社長	青野康徳	
常務取締役	松岡利朗	営業本部長兼中部本部長 (株)大将軍 代表取締役副社長
取締役	仲沢栄一	内部監査部長
取締役	大橋浩	管理本部長兼経営企画部長
取締役	松井常芳	(株)ＭＡ企画 代表取締役 (株)スタメン 常勤監査役
取締役	伊藤邦昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長
監査役（常勤）	稲守和之	
監査役	熊田登与子	熊田法律事務所 パートナー弁護士
監査役	平野善得	公認会計士平野善得事務所 所長 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役 (株)大将軍 監査役

（注）１．取締役松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、社外取締役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。
２．監査役熊田登与子氏及び平野善得氏は、社外監査役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。
３．監査役平野善得氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4．当連結会計年度中における取締役の異動

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異動年月日
吉　江　源　之	代表取締役 会長兼社長	代表取締役会長	2021年３月１日
内　田　豊　稔	常務取締役 中部本部長	代表取締役社長	2021年３月１日
青　野　康　徳	代表取締役副社長	取締役副社長	2021年３月１日
松　岡　利　朗	常務取締役 東日本本部長	常務取締役 営業本部長兼 中部本部長	2021年２月10日
大　橋　　浩	取締役 経営企画本部長兼 経営企画部長	取締役 管理本部長兼 経営企画部長	2021年２月10日

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条その他の法令の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

①　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年３月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針と指名報酬委員会の設置について決議をしております。また、取締役会は、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と実質的に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

１．基本方針
業務執行取締役の報酬は基本報酬及び業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については基本報酬のみを支給します。

２．基本報酬に関する方針
月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

３．業績連動報酬に関する方針
当該連結会計年度の経常利益を基準とし、業績指標（ＫＰＩ）を反映した現金報酬とし、毎年一定の時期に支給します。

４．報酬等の割合に関する方針
指名報酬委員会で検討を行い、取締役会は同委員会の答申内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬内容を決定することとしております。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は基本報酬：業績連動報酬＝85:15とします。（ＫＰＩを100％達成の場合）

5．取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項
個人別査定については取締役会で決議することとし、各取締役の基本報酬及び担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は社外役員を中心とした指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得て、当該答申の内容を尊重し決定するものとしております。

② 当連結会計年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	145 (8)	145 (8)	－	－	8 (2)
監査役 （うち社外監査役）	15 (6)	15 (6)	－	－	3 (2)
合計 （うち社外役員）	160 (14)	160 (14)	－	－	11 (4)

（注）1．報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2015年６月25日開催の定時株主総会決議において、年額300百万円（うち社外取締役分は年額30百万円）を限度としております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は８名（うち社外取締役は２名）です。
3．監査役の報酬限度額は、1993年６月29日開催の定時株主総会決議において、年額30百万円を限度としております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

⑷ 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職先	当社との関係
取締役	松井常芳	(株)ＭＡ企画 代表取締役 (株)スタメン 常勤監査役	重要な取引関係はありません。
取締役	伊藤邦昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長	重要な取引関係はありません。
監査役	熊田登与子	熊田法律事務所 パートナー弁護士	重要な取引関係はありません。
監査役	平野善得	公認会計士平野善得事務所 所長 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役 (株)大将軍 監査役	重要な取引関係はありません。

② 当連結会計年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	松井常芳	当連結会計年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識を生かし、独立した立場と外部の視点から客観的な発言を行っております。
取締役	伊藤邦昭	当連結会計年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識を生かし、独立した立場と外部の視点から客観的な発言を行っております。
監査役	熊田登与子	当連結会計年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	平野善得	当連結会計年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

（注）上記取締役会の開催回数のほか会社法第370条及び当社定款第28条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

4．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

⑵ 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法（1948年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	32百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、アドバイザリー業務についての対価を支払っております。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、上記解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制

Ⅰ．業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第362条第４項第６号）について、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

⑴ 基 本 的 方 針

① 取締役会は、取締役の職務執行が法令・定款に適合していることを確保するために、内部統制の機能が重要かつ不可欠であるとの認識に立ち、その整備・充実に向けて自主的な努力をする。

② 内部統制制度を確立しその有効性を確保するために、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し運営する。

⑵ 法令等の遵守体制の整備

① 内部統制が機能する環境として、企業倫理が周知・徹底された健全な企業風土を構築する。企業倫理や遵法精神の確立のために、行動規範である「木曽路行動憲章」の周知・徹底を図る。
② 取締役会の決議に当たっては、決議内容の適法性・妥当性を確保するために、
（1）善管注意義務・忠実義務、（2）遵法精神、（3）客観的・科学的事実認識、（4）合理的手続、（5）適時性の観点から議案を検討する。
③ 「内部監査室」は業務部門からの独立性を確保し、不正の未然防止・早期発見・再発防止に努める。
④ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、被害の防止に努める。
⑤ 企業倫理や法令遵守の問題に関する公益通報・相談制度を適切に運営する。
⑥ 業績評価・表彰においては、業容・体質関連項目の評価と共に、内部監査・衛生検査の成績や事故等の発生状況を勘案することとする。

⑶ リスク管理体制の整備

① 衛生安全に関する基準を常に周知・徹底し、品質の確保と食品事故の未然防止に努める。
② 個別業務に係るリスクは各業務所管部が規程を定めて、適切な方法でリスクを管理する。
③ 過誤・不正等の事故の未然防止、早期発見のために異例異常取引を情報システムによって即時・重点的に監視する。
④ 情報システムの信頼性・安全性対策を適切に実施する。
⑤ 大規模災害等の発生時に人的・物的被害を最小限にとどめ、早期に営業を復旧し継続することを目的として「事業継続基本計画」を定め周知・徹底する。

⑷ 情報の保存・管理体制の整備

① 文書等情報の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管する。
② 株主総会、取締役会の議事録は関連資料とともに法定の期間、適切に保管する。
③ 内部者情報、個人情報等の取扱いに関する規程を整備し、その周知・徹底を図る。
④ 会社情報の開示については、「情報開示の基本方針」に基づき迅速・正確・公平な開示に努める。

⑸ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

① 会計規則・基準に基づき「経理規程」等を整備し、その周知・徹底・遵守に努める。
② 財務計数については、各々の業務実績を統合情報システムによって集計し、正確性と迅速性を確保する。
③ 相互牽制機能を情報システムによって確保し、異常の早期発見、迅速な対策推進に努める。
④ 月次損益制度により財務計数の内容を毎月検証し、適正性を確保する。

⑹ 取締役の職務執行（経営）の効率性を確保するための体制の整備

① 組織効率と相互牽制機能の確保の観点から、業務分掌と責任・権限を適切に定める。
② 会社の業務は、経営方針・経営計画に基づき、組織的連携と統制の下に遂行する。
③ 利益管理においては、総合予算、月次予算、原価計算、独立採算の各制度のもとに計画的で整合性のある業績伸展と、問題点の早期発見・対策推進に努める。

⑺ 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備

① 当社は当社の子会社に対し、「関係会社管理規程」を制定しており、当該子会社の業務の適正を確保する体制の強化に努める。
② 子会社から定期的な業務執行に関する報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する報告及び協議を通じ子会社の適正な経営管理に努める。
③ 当該子会社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底に努める。

⑻ 監査役監査の実効性を確保するための体制の整備

① 監査役を補助する使用人を必要とするときは、監査役からの依頼により適切な者を指名し、監査役の指揮・命令の下で、取締役から独立して、補助業務に当らせる。
② 取締役は会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
また、監査役からの求めにより業務・財産の状況について報告する。
③ 監査役への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。
④ 監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用等を当社が負担する。
⑤ 監査役監査、監査法人監査、内部監査は相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、会社の業務の適正を確保するため、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、当連結会計年度は以下のような取り組みを実施しました。

⑴ 体制整備として組織改廃を適時行い、継続的に機構改革を実施しています。営業部門としての所轄店舗数を増やすことにより、業務の効率化、人員の適正配置とともに営業力の強化を図るため、からしげ営業部、てんや営業部を廃止し、じゃんじゃん亭営業部に吸収・統合しました。

また、新たな経営体制のもと、当社グループの更なる持続的成長と経営体制の一層の強化を図るため、会長職と社長職の兼務を解き、会長、社長のポストに各々に代表権のある取締役が就任いたしました。

さらに、多様化するお客様のニーズに迅速に対応するため、営業企画、販売促進策の推進等とともにお持ち帰り商品販売・ネット通販等の物販事業を強化するため、物販部及び営業企画本部を新設しました。

なお、2021年1月に株式会社大将軍の株式を100％取得し完全子会社化したことに伴い、株式会社木曽路の取締役１名、執行役員２名及び監査役１名が株式会社大将軍の取締役、監査役を兼任することとなりました。

⑵ コンプライアンスの徹底のため、引き続き、意識啓蒙施策の展開、社内報の発行等を実施しました。

⑶ 内部監査体制を強化すると共に基準に沿った厳正監査を実施し、また、内部通報制度を適正に運用することにより、風通しのよい企業風土づくりに努めました。

⑷ 情報システムによる迅速・効率的な業務の監視を継続して実施しております。また、適正表示については当社独自の表示ガイドラインによる確認を実施しております。

⑸ 食品の安全・安心確保のため、衛生管理室に加え、独立性とより厳格な衛生検査を実施するために、衛生検査室を設置しております。他の衛生安全を所管する部署との協働により、品質確保と食品事故の未然防止に努めます。

（注）１．本事業報告に記載の金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨て、その他の比率については四捨五入して表示しております。
２．本事業報告に記載の金額には、消費税等は含んでおりません。
３．本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当連結会計年度末現在のものであります。

連結貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**20,354**
現金及び預金	16,002
売掛金	1,238
商品及び製品	36
原材料及び貯蔵品	1,483
その他	1,594
貸倒引当金	△1
固定資産	**25,718**
有形固定資産	**14,779**
建物及び構築物	6,564
機械装置及び運搬具	48
工具、器具及び備品	844
土地	6,379
リース資産	933
建設仮勘定	9
無形固定資産	**2,911**
のれん	2,626
その他	284
投資その他の資産	**8,027**
投資有価証券	2,825
繰延税金資産	451
差入保証金	4,638
その他	141
貸倒引当金	△29
資産合計	**46,072**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**16,515**
買掛金	1,123
短期借入金	11,400
１年以内返済予定の長期借入金	363
リース債務	317
未払法人税等	121
資産除去債務	254
賞与引当金	509
ポイント引当金	316
その他	2,108
固定負債	**6,087**
長期借入金	2,622
リース債務	787
繰延税金負債	35
退職給付に係る負債	966
資産除去債務	1,321
その他	353
負債合計	**22,602**
純資産の部	
株主資本	**23,460**
資本金	10,056
資本剰余金	9,875
利益剰余金	4,458
自己株式	△930
その他の包括利益累計額	**9**
その他有価証券評価差額金	6
退職給付に係る調整累計額	2
純資産合計	**23,469**
負債純資産合計	**46,072**

連結損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
Ⅰ．売上高		**31,067**
Ⅱ．売上原価		**10,912**
売上総利益		**20,155**
Ⅲ．販売費及び一般管理費		**24,374**
営業損失（△）		**△4,219**
Ⅳ．営業外収益		
受取利息及び配当金	43	
協賛金収入	7	
助成金収入	777	
その他	18	846
Ⅴ．営業外費用		
支払利息	37	
賃貸借契約解約損	154	
その他	2	194
経常損失（△）		**△3,567**
Ⅵ．特別利益		
固定資産売却益	1	1
Ⅶ．特別損失		
固定資産除却損	90	
減損損失	855	
新型コロナウイルス感染症による臨時休業損失	225	1,172
税金等調整前当期純損失（△）		**△4,738**
法人税、住民税及び事業税	101	
法人税等調整額	737	839
当期純損失（△）		**△5,577**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△5,577**

貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**19,337**
現金及び預金	15,422
売掛金	1,092
商品及び製品	36
原材料及び貯蔵品	1,395
その他	1,392
貸倒引当金	△1
固定資産	**22,689**
有形固定資産	**13,030**
建物	5,367
構築物	358
機械及び装置	41
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	776
土地	5,723
リース資産	747
建設仮勘定	9
無形固定資産	**258**
ソフトウエア	224
その他	34
投資その他の資産	**9,399**
投資有価証券	2,825
関係会社株式	1,824
繰延税金資産	451
差入保証金	4,232
その他	95
貸倒引当金	△29
資産合計	**42,026**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**15,534**
買掛金	981
短期借入金	11,400
リース債務	237
未払法人税等	110
賞与引当金	498
ポイント引当金	278
その他	2,027
固定負債	**3,000**
リース債務	618
退職給付引当金	969
資産除去債務	1,196
その他	216
負債合計	**18,535**
純資産の部	
株主資本	**23,485**
資本金	10,056
資本剰余金	9,875
資本準備金	9,872
その他資本剰余金	2
利益剰余金	4,482
利益準備金	392
その他利益剰余金	4,090
固定資産圧縮積立金	30
別途積立金	8,200
繰越利益剰余金	△4,140
自己株式	△930
評価・換算差額等	**6**
その他有価証券評価差額金	6
純資産合計	**23,491**
負債純資産合計	**42,026**

損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
Ⅰ．売上高		**31,067**
Ⅱ．売上原価		**10,912**
売上総利益		**20,155**
Ⅲ．販売費及び一般管理費		**24,350**
営業損失（△）		**△4,195**
Ⅳ．営業外収益		
受取利息及び配当金	43	
協賛金収入	7	
助成金収入	777	
その他	18	846
Ⅴ．営業外費用		
支払利息	37	
賃貸借契約解約損	154	
その他	2	194
経常損失（△）		**△3,542**
Ⅵ．特別利益		
固定資産売却益	1	1
Ⅶ．特別損失		
固定資産除却損	90	
減損損失	855	
新型コロナウイルス感染症による臨時休業損失	225	1,172
税引前当期純損失（△）		**△4,713**
法人税、住民税及び事業税	101	
法人税等調整額	737	839
当期純損失（△）		**△5,553**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

株式会社　木　曽　路
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　淺井　明紀子　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤　貴俊　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社木曽路の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社木曽路及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

株式会社　木　曽　路
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　淺井　明紀子　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊藤　貴俊　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社木曽路の2020年４月１日から2021年３月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月1日から2021年３月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

二　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月20日

株式会社　木　曽　路　監査役会

常勤監査役　稲　守　和　之　㊞

社外監査役　熊　田　登与子　㊞

社外監査役　平　野　善　得　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

当期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で店舗の休業や時短営業を余儀なくされたこと等により、純損失となり、期末の繰越利益剰余金が41億40百万円のマイナスとなりました。

つきましては、株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金の取崩について、ご承認をお願いするものであります。

⑴　減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	6,000,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	6,000,000,000円

２．期末配当に関する事項

剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への安定した配当を維持することを基本方針としております。

当期の業績は厳しい結果となりましたが、期末配当につきましては、これらの基本方針を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金15円　　総額　382,990,200円

年間配当金は１株につき15円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月28日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定を行えるように２名減員し、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当	
1	吉江 源之（よしえ もとゆき）	代表取締役会長	再任
2	内田 豊稔（うちだ とよなる）	代表取締役社長	再任
3	松岡 利朗（まつおか としあき）	常務取締役（営業本部長 兼 中部本部長）	再任
4	大橋 浩（おおはし ひろし）	取締役（管理本部長 兼 経営企画部長）	再任
5	松井 常芳（まつい つねよし）	取締役	社外 再任
6	伊藤 邦昭（いとう くにあき）	取締役	社外 再任

候補者番号	1	吉江源之（よしえもとゆき）	（1947年７月18日生）	再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年４月　当社入社
1978年６月　当社商品部長
1981年７月　当社専務取締役
1987年６月　当社代表取締役
1993年６月　当社代表取締役社長
2006年６月　当社代表取締役会長
2016年３月　当社代表取締役会長兼社長
2021年３月　当社代表取締役会長（現任）

所有する当社の株式数：221,991株

取締役候補者とした理由

吉江源之氏は1993年に代表取締役社長に就任以降、長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	2	内田豊稔（うちだとよなる）	（1959年９月17日生）	再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年７月　当社入社
2003年７月　当社業務改革推進室　部長
2010年４月　当社名古屋工場長
2013年２月　当社執行役員大阪駐在
2017年６月　当社執行役員人事本部長兼人事部長
2018年４月　当社執行役員管理統括本部長兼人事本部長兼人事部長
2018年６月　当社執行役員管理統括本部長兼人事部長
2019年６月　当社取締役管理統括本部長兼人事部長
2019年７月　当社取締役管理統括本部長兼人事部長兼人材開発部長
2019年８月　当社取締役人事本部長兼人事部長兼人材開発部長
2019年10月　当社取締役中部本部長
2020年２月　当社常務取締役中部本部長
2021年３月　当社代表取締役社長（現任）

所有する当社の株式数：3,000株

取締役候補者とした理由

内田豊稔氏は、当社で業務改革推進室、名古屋工場の責任者を歴任し、2013年からは執行役員大阪駐在を務めるなどしております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	3	松岡利朗（まつおかとしあき）	（1964年９月26日生）	再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年４月　当社入社
2003年１月　当社人材開発部長
2007年５月　当社人事本部長兼人事部長兼人材開発部長
2008年６月　当社執行役員人事本部長兼人事部長兼人材開発部長
2011年６月　当社取締役人事本部長兼人事部長兼人材開発部長
2012年１月　当社取締役人事総務部長
2016年９月　当社取締役人事本部長兼人事部長
2017年６月　当社取締役大阪駐在
2018年１月　当社取締役西日本本部長
2019年８月　当社取締役東日本本部長
2020年２月　当社常務取締役東日本本部長
2021年１月　㈱大将軍　代表取締役副社長（現任）
2021年２月　当社常務取締役営業本部長兼中部本部長（現任）

所有する当社の株式数：2,000株

取締役候補者とした理由

松岡利朗氏は、当社で人材開発部門、人事部門の責任者を歴任し、人事本部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、2011年より当社の取締役を務めており、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	4	大橋浩（おおはしひろし）	（1963年７月16日生）	再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年４月　当社入社
2010年５月　当社企画部長
2011年４月　当社執行役員企画部長
2013年６月　当社取締役企画部長、経理部、事務能率センター担当
2017年６月　当社取締役管理統括本部長兼経営企画部長
2018年４月　当社取締役東日本本部長
2019年８月　当社取締役経営企画本部長兼経営企画部長
2021年２月　当社取締役管理本部長兼経営企画部長（現任）

所有する当社の株式数：1,000株

取締役候補者とした理由

大橋浩氏は、当社で経営企画部門の責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、2013年より当社の取締役を務めており、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	5	松井常芳（1951年４月３日生）	社外	再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1974年４月　東邦ガス㈱入社
1998年６月　同社　お客さまサービス部長
2001年４月　同社　リビング流通部長
2004年６月　同社　総務部長
2006年６月　同社　執行役員、東邦ガスリビング㈱　代表取締役社長
2008年６月　東邦ガス㈱　常務執行役員
2010年６月　同社　専務執行役員
2015年５月　東邦ガスリビング㈱　代表取締役会長
2015年６月　当社社外取締役（現任）
2016年５月　東邦ガスリビング㈱　相談役
2016年７月　㈱ＭＡ企画　代表取締役（現任）
2018年８月　㈱スタメン　常勤監査役（現任）

所有する当社の株式数：3,000株

社外取締役候補者とした理由および期待される役の概要

松井常芳氏は、東邦ガス(株)、東邦ガスリビング(株)の会社経営に長年にわたって携わられ、会社経営に優れた実績を上げております。その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	6	伊藤邦昭（1951年６月22日生）	社外	再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1974年４月　㈱日本興業銀行〔現㈱みずほ銀行〕入行
1995年３月　同社　営業第10部副部長
1995年８月　㈱明輝商会　代表取締役社長　（現任）
1998年２月　㈱ラミテック　代表取締役社長（現任）
2005年４月　㈱メイキ　代表取締役社長（現任）
2015年６月　当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式数：1,000株

社外取締役候補者とした理由および期待される役の概要

伊藤邦昭氏は、(株)日本興業銀行に入行し、その後(株)明輝商会代表取締役社長、(株)ラミテック代表取締役社長、(株)メイキ代表取締役社長を務めており、会社経営に優れた実績を上げております。その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

（注）1．候補者 松井常芳氏は株式会社スタメンの常勤監査役であり、当社は同社との間に社内制度に関する取引があります。ただし、取引額は僅少です。他の取締役候補者との間には特別の利害関係はありません。

2．社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

（1）社外取締役の在任期間について

松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。

（2）独立役員の指定について

当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として各取引所に届け出ており、両氏が社外取締役に再選され就任した場合には、両氏を独立役員として届け出る予定であります。

（3）責任免除について

当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定められる最低責任限度額としており、両氏が社外取締役に再選され就任した場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

3．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役稲守和之氏は任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

稲守和之（いなもりかずゆき）（1953年５月12日生）	再任
略歴、当社における地位（重要な兼職の状況） 1976年４月　㈱東海銀行〔現㈱三菱ＵＦＪ銀行〕入行 2002年６月　㈱ＵＦＪ銀行〔現㈱三菱ＵＦＪ銀行〕江南法人営業部長 2005年６月　㈱御幸ビルディング　取締役経理部長 2015年６月　同　常勤監査役 2016年６月　当社入社、コンプライアンス委員会部長 2019年６月　当社常勤監査役（現任）	
所有する当社の株式数：100株	
監査役候補者とした理由 稲守和之氏は、金融機関勤務の後、前職において取締役経理部長、監査役など要職を歴任され、当社に入社後はコンプライアンス委員会の部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらのことから、当社の監査役としての職責を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査役としての選任をお願いするものです。	

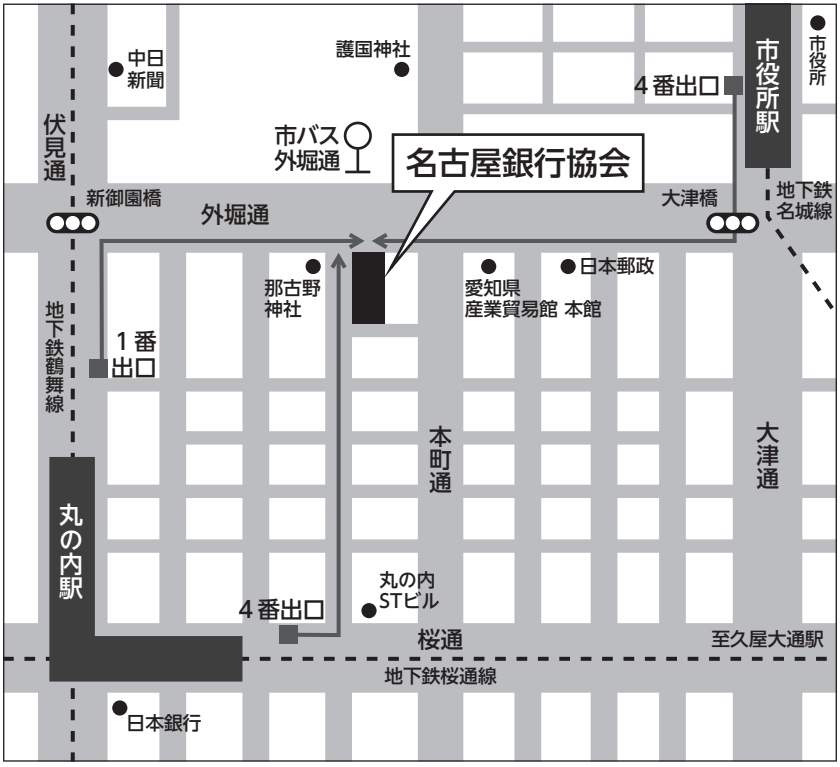
（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。監査役候補者の稲守和之氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場　〒460-0002
名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会会館　５階大ホール
電話　０５２（２３１）７８５１



交通のご案内

●地下鉄　桜通線「丸の内」駅４番出口より徒歩６分
●地下鉄　鶴舞線「丸の内」駅１番出口より徒歩６分
●地下鉄　名城線「市役所」駅４番出口より徒歩８分
●市バス　名古屋ターミナルビル乗車、「外堀通」下車

※株主総会会場に駐車場はございませんので、ご了承ください。

UD FONT　FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080　VEGETABLE OIL INK